

熊本県建設工事共同企業体運用基準

平成4年3月4日監第1674号
[沿革] 平成7年3月17日告示第164号
平成8年7月15日告示第507号一部改正
平成16年3月31日告示第330号一部改正
平成17年9月16日告示第1101号の3一部改正
令和7年3月21日告示第201号一部改正

第1 特定建設工事共同企業体

大規模であって技術的難度の高い工事等について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する共同企業体（以下第1において「特定建設工事共同企業体」という。）により競争を行わせる必要がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

1 対象工事等

(1) 特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事は、橋梁、トンネル、ダム、堰、空港、港湾、下水道等の土木構造物、大規模建築物及び大規模設備等の建設工事で設計金額が概ね5億円以上のもの、かつ、当該工事の確実かつ円滑な施工を図るために特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要があると認められるものとする。

ただし、設計金額が3億円以上の工事又は特殊な技術等を要する工事であって、確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に集結する必要があると認められるものについては、上記にかかわらず、特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができるものとする。

(2) (1)の規定により特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事について、特定建設工事共同企業体以外の有資格業者（熊本県工事請負建設業者等選定要領（平成16年熊本県告示第332号）第3条に規定する指名建設業者をいう。以下同じ。）であって当該工事を確実かつ円滑に施工することができるものと認められるもの（以下「単体有資格業者」という。）があるときは、特定建設工事共同企業体により行わせる競争に当該単体有資格業者を参加させることができるものとする。

2 特定建設工事共同企業体の内容

(1) 構成員の数

構成員の数は、原則として2又は3社とする。

ただし、通常の規模を大幅に上回る工事であって、技術力等を特に集結する必要があるものについては、円滑な共同施工に支障を生じないと認められる場合に限り、4社とすることができる。

(2) 組合せ

構成員の組合せは発注工事に対応する工事種類（熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号。以下「格付要綱」という。）に基づき格付を行う工事の種類をいう。以下同じ。）の有資格業者の組合せとし、かつ、県内に主たる営業所を有する有資格業者で格付（格付要綱第1条の規定によるものをいう。以下同じ。）における最上位の等級に属する者及びこれに相当する県外に主たる営業所を有する有資格業者の組合せとする。

ただし、県内に主たる営業所を有する有資格業者で格付における最上位の等級に属するもののみによる組合せにより、当該工事を確実かつ円滑に施工できると認められる場合は、県内に主たる営業所を有する有資格業者で格付における最上位等級に属するもののみによる組合せとすることができるものとする。

(3) 資格

すべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の施工実績を有すること。

イ 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ウ 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(4) 出資比率

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(5) 代表者要件

代表者は、最大の施工能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

3 資格審査等

- (1) 特定建設工事共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公示し、これにより資格認定の申請を行わせるものとする。

ア 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び当該工事名

イ 工事場所

ウ 工事の概要

エ 資格審査申請書の受付期間及び受付場所

オ 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件

カ その他必要と認める事項

- (2) (1)の申請を受けた特定建設工事共同企業体について、資格審査を行い、適格な者を有資格業者として認定するものとする。

- (3) (2)による認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効とするものとする。

第2 経常建設共同企業体

中小建設業の振興を図るため、優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成された共同企業体（以下第2において「経常建設共同企業体」という。）を契約の相手方とする場合の取扱いは、次のとおりとする。

1 対象工事

経常建設共同企業体による施工対象工事は、当該共同企業体の成立の日の前日において各構成員が格付された等級のうち最上位の等級に対応する工事とするものとする。

また、対象工事の種類（以下「工事種類」という。）は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事とする。

2 経常建設共同企業体の内容

(1) 構成員の数

構成員の数は、2又は3社とする。

(2) 組合せ

構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の要件を満たす中小企業による組合せであること。

- イ 経常建設共同企業体の構成員が、当該共同企業体の成立の日の前日において格付における同一の等級又は直近の等級に認定された有資格業者の組合せであること。この場合においては、当該共同企業体の各構成員の主たる営業所の所在地は、同一広域本部（県央広域本部においては熊本市の区域、県北広域本部においては菊池市・合志市・大津町・菊陽町の区域、県南広域本部においては八代市・氷川町の区域に限る。）又は地域振興局管内であること。ただし、いずれの構成員も最上位等級（建築一式工事にあっては、最上位等級又は最上位等級の直近下位等級）に格付されている場合は、当該共同企業体の各構成員の主たる営業所の所在地は、県内全域とする。

(3) 構成員の技術的要件等

すべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

- ア 当該経常建設共同企業体が登録される工事種類について元請としての施工実績を有すること。

- イ 当該経常建設共同企業体が登録される工事種類につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。

- ウ 当該経常建設共同企業体が登録される工事種類に係る監理技術者又は主任技術者となることができる者が存し、工事の施工に当たってはこれらの技術者を工事現場ごとに専任で配置できること。ただし、工事1件の金額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項で定める金額未満にあっては、専任を要しない。

(4) 形態及び出資比率要件

経常建設共同企業体の形態は共同施工方式（甲型）とし、すべての構成員の出資比率は、均等割りの10分の6以上であるものとする。

(5) 代表者要件

代表者は、構成員において決定された者とする。この場合において、経常建設共同企業体の代表者の主たる営業所を当該共同企業体の主たる営業所とする。

3 資格審査の申請等

(1) 申請

経常建設共同企業体の資格審査の申請は、別に定める要領により行わせるものとする。

(2) 経常建設共同企業体の数等

一の有資格業者が申請を行うことができる経常建設共同企業体の数は、1とする。

なお、一の経常建設共同企業体で複数の工事種類を申請できるものとする。

(3) 申請の制限

次期の申請の時点において、経常建設共同企業体が現に施工中の工事がある場合は、当該共同企業体の構成員と異なる組合せでの申請はできないものとする。

4 資格の登録等

(1) 登録

3(1)の規定による申請があり、その内容が適当である場合は、経常建設共同企業体の入札参加者資格を登録するものとする。

(2) 有効期間

経常建設共同企業体の入札参加者資格の有効期間は、(1)の規定による登録の日から当該共同企業体の成立の日の前日において当該共同企業体の構成員が有する入札参加者資格の有効期限までとする。

(3) 登録の取消し

(1)の規定による登録を受けた経常建設共同企業体が解散したときは、入札参加者資格の登録は取り消すものとする。

(4) 構成員の入札参加者資格の取扱い

経常建設共同企業体の入札参加者資格の登録の日から、当該工事種類における構成員単体での入札参加は認めないものとする。ただし、経常建設共同企業体の入札参加者資格の登録が取り消されたときはこの限りではない。

(5) 特定建設工事共同企業体の取扱い

経常建設共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員とはなれないものとする。

(6) 競争参加資格等の取扱い

競争入札に参加する者に必要な資格の審査及び総合評価落札方式における経常建設共同企業体の取扱いは、単体企業に準じるものとする。

附 則

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成17年9月16日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。